

貸借対照表の公告に係る定款変更について

NPO 法改正により、2018年（平成30年）10月1日から、NPO 法人は貸借対照表の公告を行うことが義務付けられます。まだ、貸借対照表に係る定款変更を行っていない法人は、総会で定款変更を議決して、定款変更届をご提出ください。

【定款変更例1】

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第●●条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

定款の文言が「この法人の公告は～」で始まる法人は、
【定款変更例2】を参考にしてください。

※網掛けの部分は、選択する公告の方法によって異なります。

☆解散事由に係る公告の方法としては、官報へ掲載して行うことが必要です。

☆貸借対照表に係る公告の方法は、下記の4つの中から選択してください。

【方法①】官報に掲載 <掲載費用が発生します>

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、官報に掲載して行う。

【方法②】日刊新聞紙に掲載 <掲載費用が発生します> ~具体的な新聞紙名の記載が必要です~

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、神奈川県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。

【方法③】電子公告（法人ホームページ、内閣府NPO法人ポータルサイト）<作成日から約5年間公告が必要>

<<法人ホームページに掲載する場合の記載例>>

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

<<内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載する場合の記載例>>

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

【方法④】主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示<1年間公告が必要>

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

【複数の方法を重ねて記載する場合】 例) 電子公告+日刊新聞紙

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。



【定款変更例 2】

第 9 章 公告の方法 (公告の方法)

定款の文言が「この法人の解散事由に～」で始まる法人は、
【定款変更例 1】を参考にしてください。

第●●条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

※網掛けの部分は、選択する公告の方法によって異なります。

【ご注意ください】

- 貸借対照表の公告の方法は定まっていることが必要ですので、「〇〇又は〇〇」といったような選択的記載とすることはできません。また、複数の方法を重ねて記載する場合は、「電子公告＋官報」又は「電子公告＋日刊新聞紙」の組み合わせのみ可能です。
- 所轄庁が行っている内閣府ポータルサイトへの事業報告書等の掲載は、電子公告には当たりません。

既にいくつか附則が記載されていますが、
既にある附則は削除せず、一番下に追加してください。

<附則について>

【附則の記載例 1】 貸借対照表の公告を総会で議決した日から行う場合

附 則

この定款は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。 ※日付は総会日を入れます

【附則の記載例 2】 貸借対照表の公告を改正法施行日から行う場合

附 則

この定款は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

☆定款変更の日を含む事業年度から貸借対照表の公告方法が適用されます。定款に定めた方法による貸借対照表の公告を忘れずに行ってください。

☆現在、法務局で毎年度登記いただいている資産の総額は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から登記が不要となる予定です。

定款で貸借対照表の公告方法を定めた場合でも、上記の日付までは登記が必要です。詳細は、管轄の法務局（横浜地方法務局湘南支局）へお問い合わせください。

☆貸借対照表の公告以外の箇所も定款を変更する場合は、定款変更届ではなく、定款変更認証申請が必要となる場合がありますので、市民自治推進課までお問い合わせください。